







埼玉・千葉・東京・神奈川 労 働 局 発 表 平成 26 年 1 月 24 日 〈統括照会先〉

東京労働局労働基準部監督課長 岡田 直樹

TEL: 03-3512-1612

埼玉労働局労働基準部監督課長 友住 弘一郎

TEL: 048-600-6204

千葉労働局労働基準部監督課長 水島 康雄

TEL: 043-221-2304

神奈川労働局労働基準部監督課長 池内 伸好

TEL: 045-211-7351

首都圏 4 労働局が合同で 697 箇所の建設現場を一斉監督

照

会

先

~「Safe Work」をキャッチフレーズに取組を展開中~

埼玉労働局(局長:代田 雅彦)、千葉労働局(局長:山本 靖彦)、東京労働局(局長:伊岐 典子)、神奈川労働局(局長:久保村 日出男)の首都圏4労働局(以下、4局)では、平成25年度を初年度とする「第12次労働災害防止計画(5か年計画)」に基づく取組を強力に推進すべく、合同で「Safe Work」をキャッチフレーズとして掲げ、官民一体となった取組を展開しています(平成25年8月30日報道発表のとおり)。

これは、我が国における労働災害(休業4日以上の死傷災害)が平成22年以降3年連続で増加するという憂慮すべき状況の下、平成24年の4局管内の被災者数は27,296人と前年より784人増となっており、この増加数が全国での増加数の約半数を占めていることから、4局合同での労働災害防止の取組が特に必要不可欠と捉えて進めているものです。

今般、この取組のひとつとして、全産業中死亡者数が最も多い建設業の労働災害防止を図るべく、4局合同で建設現場一斉監督を実施し、以下のとおり、結果を取りまとめました。

<首都圏4労働局合同建設現場一斉監督 監督指導実施結果 概要>

- 1. 対 象 埼玉・千葉・東京・神奈川労働局管内の建設工事現場 697 現場
- 2. 期 間 平成25年12月
- 3. 実施結果 ※詳細は、別紙1参照
 - ・監督実施 697 現場のうち半数以上(384 現場、55.1%)に労働安全衛生法違反が認められ、 改善を指導した。
 - ・元請事業者の安全衛生管理面に関する法違反が247 現場(35.4%)、および重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する法違反が246 現場(35.3%)で認められ、行政処分を含め是正を指導した。

これらの事項の違反現場数は、4局いずれにおいても、ワースト1・2に入っている。

【今後の方針】

4局としては、今回の一斉監督指導の結果を踏まえ、来年度においても引き続き官民一体となった労働災害防止の取組を強化していきます。

なお、キャッチフレーズとしている「Safe Work」については、4 局それぞれにてロゴマークを制定しています(本紙左上部参照)。このロゴマークは、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」等を目的とする場合には自由に活用できるものとしております。

1 違反状況

(1) 697 現場の 55.1%に労働安全衛生法違反

監督指導を実施した 697 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反(以下「法令違反」という。) が認められた現場は 384 現場 (55.1%) であった。 <表 1 >

<表1> 現場の種類別 違反状況

	工事種別	監督実施 現場数 (A)	法令違反 現場数 (B)	違反率 対(A)	うち作業停止 等命令現場数 (C)	違反率 対(C)
	建築	95	54	56.8%	13	24.1%
埼	土木	15	5	33.3%	0	0.0%
	解体	3	1	33.3%	1	100.0%
玉	その他	3	0	0.0%		
	計	116	60	51.7%	14	23.3%
	建築	71	50	70.4%	21	42.0%
千	土木	12	7_	58.3%	0	0.0%
	解体	0				
葉	その他	0				
	計	83	57	68.7%	21	36.8%
	建築	265	161	60.8%	39	24.2%
東	土木	13	5	38.5%	2	40.0%
	解体	11	2	18.2%	0	0.0%
京	その他	2	0	0.0%		
	計	291	168	57.7%	41	24.4%
	建築	142	72	50.7%	12	16.7%
神	土木	23	10	43.5%	0	0.0%
奈	解体	20	8	40.0%	0	0.0%
Ш	その他	22	9	40.9%	0	0.0%
	計	207	99	47.8%	12	12.1%
	建築	573	337	58.8%	85	25.2%
合	土木	63	27	42.9%	2	7.4%
	解体	34	11	32.4%	1	9.1%
計	その他	27	9	33.3%	0	0.0%
	計	697	384	55.1%	88	22.9%

主な違反事項として

- ① 元請事業者の安全衛生管理面に関する違反(注1)が247現場
- ② 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が246現場で認められた。<表2>

なお、同事項に関する違反現場数ついては、埼玉・千葉・東京・神奈川いずれの労働局においても、 ワースト1・2に入っている(4局の違反率平均:①35.4% ②35.3%)。

(注 1)「元請事業者の安全衛生管理面に関する違反」とは、例えば、元請事業者と下請事業者との連絡調整等を行うための協議組織を設置していなかったり、元請事業者が下請事業者の法違反防止の指導を怠ったことが挙げられる。

<表2> 違反事項別 状況

違反事項類型	埼玉	千葉	東京	神奈川	違反現場 数総計	違反率 (対697)	主な内容
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者 等の選任、管理事項関係	30	36	105	76	247	35.4%	・元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法29,29の2) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法30) ・注文者の講ずべき措置未実施(安衛法31)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等 からの墜落・転落防止関係	40	46	106	54	246	35.3%	 ・足場等の作業床未設置、手すり等無し (安衛則518①、563、655) ・高所の作業床の端、開口部に手すり等無し (安衛則519①、653) ・高所作業箇所で安全帯取付け設備無し (安衛則521)
[労働衛生関連] ・アーク溶接やはつり作業等 における粉じんばく露防止関係 ・酸欠作業・CO発生機械 ・有機溶剤作業	6	11	17	6	40	5.7%	・アーク溶接やはつり作業等における有効な呼吸用保護具の 不使用(粉じん則27) ・有機溶剤を使用した作業等における有効な送気マスク・有機 ガス用防毒マスクの不使用(有機則33)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	2	7	14	14	37	5.3%	 ・型枠支保工の組立図未作成、組立図どおり作成されていない (安衛則240) ・型枠支保工のパイプサポートの不適(安衛則242) ・型枠支保工の組立て時の立ち入り禁止無し(安衛則245)
【木工機械】 木工機械を用いた作業における 危険の防止関係	4	1	4	7	16	2.3%	・丸の二盤に割刃等の反ぱつ予防装置が設けられていない (安衛則122)・丸の二盤に歯の接触予防装置が設けられていない (安衛則123)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における 危険の防止関係	2	2	5	5	14	2.0%	・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業計画なし(安衛則155) ・建設機械を運転する資格をもたない者が運転(安衛令20(12)) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施(安衛則158)
【クレーン等】 クレーン作業における 危険の防止関係	3	1	3	5	12	1.7%	・クレーンの作業開始前点検未実施(クレーン則78) ・厚生労働大臣の定める基準に適合していない移動式 クレーンの使用(クレーン則64) ・移動式クレーンの作業方法等の決定なし(クレーン則66の2) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則74の2) ・クレーンの合図の統一未実施(安衛則639)

※安衛法は労働安全衛生法、安衛則は労働安全衛生規則、令は労働安全衛生法施行令、クレーン則はクレーン等安全規則の略

(2) 88 現場に対して作業停止等の命令書を交付

法令違反が認められた現場のうち、設備等が安全に関する基準に満たず、労働災害を未然に防止する必要があると認められた88 現場(法令違反が認められた現場の22.9%)に対しては、作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行った。<表1>